

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【公表番号】特表2008-516741(P2008-516741A)

【公表日】平成20年5月22日(2008.5.22)

【年通号数】公開・登録公報2008-020

【出願番号】特願2007-538089(P2007-538089)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 N 1/05 (2006.01)

A 6 1 N 1/368 (2006.01)

A 6 1 N 1/378 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 3 0 2

A 6 1 N 1/05

A 6 1 N 1/368

A 6 1 N 1/378

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月16日(2008.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

システムであって、

経皮的な第1の血管内の細長い部材であって、近位端および遠位端を持つように形成され、その中を通る管腔を定めるような大きさで形成される、第1の血管内の細長い部材と、

近位端および遠位端を持つように形成される経皮的な第2の血管内の細長い部材と、前記第2の血管内の細長い部材の前記遠位端に機械的に取付けられるように形成される線無し電気刺激電極組立体とを備え、前記線無し電気刺激電極組立体が前記第2の血管内の細長い部材に対して取り外し可能に機械的に取り付けられるときに、前記第2の血管内の細長い部材および前記線無し電気刺激電極組立体は、(1)前記管腔を通過可能な大きさで形成され、(2)前記線無し電気刺激電極組立体の少なくとも一部を心内膜に通して、心筋に経皮的に送達するように形成される、システム。

【請求項2】

前記線無し電気刺激電極組立体は、組織取付け機構を備え、前記組織取付け機構は、心内膜を貫通して、心筋内に入るよう形成される少なくとも1つの留め具を備え、前記組織取付け機構は、前記線無し電気刺激電極組立体の少なくとも一部を心筋に固定するように形成される、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記組織取付け機構は、少なくとも1つのらせん状尖叉および少なくとも1つの渦巻き状尖叉を備え、前記渦巻き状尖叉は、心外膜壁を貫通せずに、心筋を貫通するように形成される、請求項2に記載のシステム。

【請求項4】

前記組織取付け機構は、(1)遠位に延びるらせん状尖叉であって、前記らせん状尖叉

は、心外膜壁を貫通せずに、心内膜を貫通して、心筋に入るよう<sup>に形成される</sup>、らせん状尖叉と、(2)複数の放射状に延びる渦巻き状尖叉であって、前記渦巻き状尖叉は、心外膜壁を貫通せずに、心筋を貫通するよう<sup>に形成される</sup>、渦巻き状尖叉と、を備える、請求項3に記載のシステム。

【請求項5】

前記第2の血管内の細長い部材は、前記遠位端に脱離機構を備えるよう<sup>に形成され</sup>、前記離脱機構は、前記第2の血管内の細長い部材から前記線無し電気刺激電極組立体を、心筋に近い標的とされる心内膜の部位で、外すよう<sup>な大きさで形成される</sup>、請求項1に記載のシステム。

【請求項6】

前記脱離機構はネジ付き部材を備え、当該ネジ付き部材は、前記線無し電気刺激電極組立体の一部と解放可能に係合する<sup>よう</sup>な大きさに形成される、請求項5に記載のシステム。

【請求項7】

前記第1の血管内の細長い部材は操縦機構を備え、当該操縦機構は、前記第1の血管内の細長い部材の前記遠位端を、心筋に近い選択された心内膜の部位に導く<sup>よう</sup>に形成される、請求項1に記載のシステム。

【請求項8】

前記第1の血管内の細長い部材は遠位端の電極を備え、当該遠位端の電極は、心筋に近い選択された心内膜の部位のところで、心電図を感知する<sup>よう</sup>に形成される、請求項1に記載のシステム。

【請求項9】

前記第2の血管内の細長い部材は、プッシュロッド具を備え、前記プッシュロッド具は、埋め込み可能である前記線無し電気刺激電極組立体を操作するよう<sup>に形成され</sup>、前記プッシュロッド具は、埋め込み可能である前記線無し電気刺激電極組立体に機械的に取り付けられるよう<sup>に形成され</sup>、前記プッシュロッド具および前記線無し電気刺激電極組立体は、(1)取り外し可能に取り付けられ、(2)前記第1の血管内の細長い部材の前記管腔を通って、回転可能で長手方向に移動可能<sup>よう</sup>な大きさに形成される、請求項1に記載のシステム。

【請求項10】

前記線無し電気刺激電極組立体は導電性のコイルを備え、当該コイルは、磁場からエネルギーを無線で受け取る<sup>よう</sup>な大きさに形成され、前記線無し電気刺激電極組立体は、電池に前記磁場から受け取ったエネルギーを蓄積することなく、標的とされる心筋の部位に対して、特定の電気刺激波形として、前記磁場から受け取ったエネルギーを送達する、請求項1に記載のシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図5】

